

# 社会保障の課題と改革の方向

- I 社会保障制度において基礎自治体が果たしている役割
- II 社会保障改革の目指すべき基本方向
- III 社会保障制度の課題と改革の具体的方向

平成 23 年 4 月 6 日

全 国 市 長 会

# 社会保障の課題と改革の方向

## I 社会保障制度において基礎自治体が果たしている役割

- 1 社会保障給付の多くは基礎自治体が供給している。
  - 社会保障サービスのうち、年金を除く、医療、介護、子育て、障がい者福祉等の社会保障給付の多くは基礎自治体が担っており、その果たしている役割は大きい。
- 2 社会保障は対人サービスであり、基礎自治体のマンパワーと組織が支えている。
  - 基礎自治体は、国民健康保険や介護保険など国と地方の協働により運営する社会保障のほかに、保育所、病院等の福祉・医療施設の運営や生活保護制度を担うケースワーカー等の配置により直接住民にサービスを提供して、社会保障制度を支えている。
- 3 社会保障制度の多くは基礎自治体が運営・給付しており、国費を伴う事業のみならず、相当量の単独事業も実施して、総合的かつきめ細かなサービスを提供している。
  - 基礎自治体は、介護保険、国民健康保険、高齢者医療保険などの社会保障制度を運営・給付するほか、保健、児童福祉、母子福祉、子育て支援、障がい者福祉、高齢者福祉などについても、きめ細かな単独施策を実施している。
- 4 少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、核家族化が進行する中で、社会保障制度を支える基礎自治体の果たすべき役割はますます高まる。
  - 社会保障給付に対する需要が急増するなかで、基礎自治体が提供する相談業務等の対人サービスや給付に係る事務的経費も飛躍的に増加することが見込まれる。
- 5 現行社会保障制度が前提としてきた社会状況が変化する中で、画一的・硬直的な現行制度のままでは、早晚、制度崩壊の危機に直面しかねない。
  - 社会状況の変化に柔軟に対応できるようにするため、ナショナルミニマムの確実な保障とともに、基礎自治体が地域の状況に応じた施策を柔軟に実施できる仕組みがますます必要とされてくる。

## II 社会保障改革の目指すべき基本方向

- 1 **生涯を通じた生活全般の社会保障**  
【個人の尊厳を支える安心保障】
- 2 **ヒューマンタッチ（マンツーマン）の社会保障**  
【住民密着型の継続的・包括的なケアの提供】
- 3 **国と地方の協働と役割分担に基づく社会保障**  
【国と地方の有機的連携】
- 4 **地域社会・社会福祉法人・NPO・企業等との協働による社会保障**  
【持続可能な多様な主体の活動による社会保障サービスの提供】
- 5 **社会保障を支える制度インフラの整備**  
【人材の養成・確保、共通番号制度、ICT化、個人情報保護制度、財源等】

### 1 生涯を通じた生活全般の社会保障

#### 【個人の尊厳を支える安心保障】

「個人の尊重（個人の尊厳）」に究極の価値を置く日本国憲法は、社会権としての生存権を保障することを社会保障の根拠としている。

憲法が社会保障の対象としているのは、特定の世代や特定の状況にある人だけではなく、「すべての国民」であり、そのすべてのライフステージにおける社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進、すなわち「生活全般にわたる安心を保障する包括的なサービス」である。

### 2 ヒューマンタッチ（マンツーマン）の社会保障

#### 【住民密着型の継続的・包括的なケアの提供】

マンツーマンでの対人サービスを伴う住民密着型サービスは、個々の住民と直接向き合い、それぞれの状況に応じて継続的・包括的に提供すべきであるが、それができる行政主体の中心は基礎自治体である。

基礎自治体は、様々な状況にある住民の状況を把握し、積極的に手を差し伸べて相談にのり、必要なケアを手配していく必要がある。

### **3 国と地方の協働と役割分担に基づく社会保障**

#### **【国と地方の有機的連携】**

社会保障制度は、国と地方自治体がそれぞれ有する機能の特徴を生かしながら、役割分担と責任を明確にしたうえで、有機的に連携を図り、効果的かつ効率的な制度となるように設計すべきである。

例えば、国は全国共通の基盤となる仕組みの構築と運営に責任を持ち、地方公共団体は地域の実情に応じた対応が求められる部分について責任を持てるような制度にすべきである。

### **4 地域社会・社会福祉法人・NPO・企業等との協働による社会保障**

#### **【持続可能な多様な主体の活動による社会保障サービスの提供】**

地域社会、NPO、企業等、多様な社会保障サービスの供給主体の活動と協働を可能とし、きめ細かで多様なサービス提供ができるようにすべきである。

その際、こうした多様な供給主体のコーディネートやサービス水準の確保は、住民に最も近い行政主体である基礎自治体が行うべきである。

地理的または採算性などの事情により、民間によるサービス提供がなされない場合、基礎自治体は適正なサービスを提供すべきセーフティネットとして最終的な責任を負うものとすべきである。

### **5 社会保障を支える制度インフラの整備**

#### **【人材の養成・確保、共通番号制度、ICT化、個人情報保護制度、財源等】**

社会保障制度を最終的に支えるのは人であり、「人材の養成・確保」は最も重要な課題である。

また、全ての国民を対象として公平かつ効率的な社会保障給付を実現するためには「共通番号制度」の導入、レセプトの「ICT化」、「個人情報保護制度の弾力的運用」などが不可欠である。

さらに、効果的かつ効率的な社会保障制度を持続的に維持するために恒久的かつ安定的な財源を確保することは、国・地方を通じて極めて重要である。

## Ⅲ 社会保障制度の課題と改革の具体的方向

### 1 社会保障の総合プラットフォームの構築

#### 【課題】

現行社会保障制度は分野ごとに縦割りの制度となっており、サービスを供給する側の都合に合わせた制度となっている。これを、サービスを必要とする人に、個別の制度を適用するのではなく、包括的なケアを提供することができるよう、需要者側の立場に立ったサービスが提供できるようにする必要がある。

そのため、基礎自治体が積極的に手を差し伸べてサービスを必要とする人を探知し、どのようなケアを提供すべきかを総合的に判断するため、社会保障の総合プラットフォームを構築することが必要である。

#### 【改革の主な具体的方向】

- 1 サービス給付を必要とする人を把握するとともに、包括的・横断的かつ継続的な相談等を実施するべく、情報提供や必要なサービスの手配等が可能な総合案内所（総合窓口）的な拠点（社会保障の総合プラットフォーム・ワンストップサービス）を整備・拡充する必要がある。
- 2 これらの拠点については、社会保障全般を包含する共通のインフラとして、実際に各種サービス給付を行っている基礎自治体において対応することが、最も効果的である。
- 3 効果的な実施に向け、共通番号制度の導入や個人情報保護制度の弾力的運用を図る必要がある。

## 2 国民健康保険制度

### 【課題】

国民健康保険は、制度創設から50年近くにわたり、我が国の国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきた。しかし、高齢者を多く抱え医療費の増嵩が著しい一方、長引く景気低迷に伴う失業者や低所得者の急増により、保険料（税）の収納率が低下するなど、国保が抱える構造的問題により、今や国保財政は破綻状態に陥っている。このため、市町村においては、一定の保険料水準を維持するべく、依然として一般会計から国保特別会計への巨額の繰入れ等を余儀なくされ、市町村財政を逼迫する大きな要因となっている。

国保を将来にわたって持続可能な制度として維持していくとともに、一人当たり保険料（税）等の地域格差（5倍）を解消し公平性を確保するためには、国保の運営主体を広域化していくことが不可欠である。

国保財政はまさに危機に瀕しており、改革の実現は一刻の猶予も許されない。

### 【改革の主な具体的方向】

- 1 国が保険者となり、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を実現する必要がある。
- 2 その実現までの間、国の責任を明確にした上で、都道府県を運営主体とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合を行う必要がある。  
また、高齢者医療制度を含め、国保の再編・統合の時期については、早期実現を図るため、当該施行時期を明確に示すことが肝要である。
- 3 国保の構造的問題に対処し安定的かつ持続的運営ができるよう、公費負担の拡大と国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置が講じられる必要がある。
- 4 所得把握と医療費適正化のため、共通番号制度の導入やICT化を図る必要がある。

### 3 介護保険制度

#### 【課題】

介護保険制度導入から10年以上が経過し、同制度は一定の役割を果たしてきたが、その一方で、給付と負担のバランスの在り方や介護従事者に対する不十分な処遇改善策などの課題があり、制度の持続性、安定性及び信頼性の確保が強く求められていることから、これらに対応した適切な見直しが不可欠である。

平成20年度の介護保険給付費については、過去最高の6.4兆円となり、26年度には8.9兆円にまで増加すると見込まれるなど増加の一途を辿っている。また、24年度からの第5期事業計画期間においては、保険料が月額5,000円を超えることが見込まれている。

急速な高齢化に伴うサービス給付費の増大に伴い、保険料の上昇が避けられないことから、サービスの拡充・質の確保に当たっては、介護予防を更に充実させるとともに、保険者の広域化、国庫負担の増加等の対策を取る必要がある。

#### 【改革の主な具体的方向】

- 1 今後の急速な高齢化を見据え、介護保険が将来にわたって持続可能な制度となるよう、基礎自治体の個々の実態を考慮しつつ、保険運営の広域化について検討する必要がある。
- 2 介護保険の指定居宅サービスや介護保険施設等の指定・監査事務等の権限については、原則として、介護認定と地域包括支援センターの運営を担う基礎自治体が一元的に行うとともに、介護サービスの内容については、地域の実情に応じて弾力的に対応できるようにする必要がある。
- 3 介護予防の更なる充実による介護給付費の抑制を図るとともに、軽度者への「介護予防・日常生活支援総合事業」の給付水準の削減は行ってはならない。公費負担は5割にこだわらずに投入することとし、これに併せて国庫負担割合の引上げ措置を講じる必要がある。
- 4 要介護者に対する直接的な介護サービスは介護給付費で対応すべきであるが、国民に共通する経費や低所得者対策などは国費で負担すべきである。また、国の政策判断により実施している「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」及び「介護職員処遇改善交付金」についても、利用者及び保険者の負担増とならないよう国の負担と責任で恒久化すべきである。

## 4 子ども・子育て支援策

### 【課題】

我々基礎自治体は、住民の切実な要請を踏まえつつ、厳しい財政状況の下、国に先行して様々な子育て支援策を積極的に実施してきている。

しかし、核家族化等に伴う妊娠・出産・子育てに対する不安感、待機児童の解消が進まない実情など、子育て環境を巡る多くの課題がある。

現在、子ども・子育て支援策の構築については、政府の「子ども・子育て新システム検討会議」等において、幼保一体化を含め議論が交わされているが、全ての子どもたちを社会全体で支えるためには、国の責任において確実に財源を確保するとともに、基礎自治体が地域の実態に応じた施策が展開できるよう地方の裁量に委ねるべきである。

### 【改革の主な具体的方向】

- 1 全国一律の現金給付による子ども手当と保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）とのバランスに十分配慮する必要がある。

また、保育サービスなどの子育て施策については、国において、十分な財源を確保し、地域の実態に応じたものとなるよう地方の裁量に委ねるべきである。

具体的な制度設計に当たっては、地域主権の理念に基づき、「国と地方の協議の場」等における基礎自治体の意見を十分尊重し、総合的な子育て支援策に関する国と地方の役割分担を明確にした制度を構築する必要がある。

- 2 保育施設についてその供給量を増加するとともに、入所要件の緩和、保育料の低料金化、休日・夜間等多様な保育サービスや放課後児童クラブ等を充実すべきであり、そのための国の財源確保は不可欠である。
- 3 妊娠・出産・子育て全般にわたる不安を解消するため、子育て支援拠点を整備し、ワンストップで継続的に対応できる包括的な相談体制の整備が必要である。
- 4 国の政策判断により時限的に行っている妊婦健康診査の公費負担等については、恒久化すべきである。

また、広く基礎自治体で行われている子どもの医療費助成についても、ナショナルミニマムとしての制度化を検討すべきである。

## 5 生活保護制度

### 【課題】

生活保護制度は、昭和 25 年の創設以来、抜本的な法改正がなされないまま、今日に至っており、また、少子高齢化の進展や家族形態の変化など現下の社会経済構造に十分対応できておらず、制度疲労を起こしている。

そのような中、本会は全国知事会と共同で平成 18 年に学識経験者及び地方自治体の実務者で構成する「新たなセーフティネット検討会」を設置し、法改正を視野に入れた検討を重ね、同年 10 月に『新たなセーフティネットの提案―「保護する制度」から「再チャレンジする人に手を差し伸べる制度」へ―』を取りまとめるとともに、この提案を踏まえ、本会として、同年 11 月にセーフティネットをしっかり守ることを前提として、①稼働世代のための自立支援集中プラン、②ボーダーライン層への就労支援制度の創設などを内容とする「生活保護制度改革に関する意見」を提言している。

その後、世界的な金融危機に端を発し、我が国でも、失業者や低所得者の急増、雇用情勢の悪化等に伴い、近年、生活保護の申請件数が急増し、平成 15 年時点で 130 万人強であった生活保護受給者数は、今や 200 万人に迫る勢いで伸びている。このため、生活保護に要する財政負担が大都市を中心に自治体財政を圧迫している現状にある。

### 【改革の主な具体的方向】

1 漫然と保護が継続されることのないよう、雇用、住宅、医療・福祉等、他の施策との密接な連携を図り、抜本的な改革に早急に取り組む必要がある。

その際、自立就労支援策として、稼働世代のための自立支援集中プランやボーダーライン層への就労支援制度を創設する必要がある。

2 生活保護を真に必要とする者に必要とする額を支給するため、包括的かつ継続的にきめ細かく対応できる相談窓口体制を充実すべきである。

3 生活保護における不正受給や貧困ビジネスを厳正に排除するなど、生活保護制度の適正化に向けた必要な法改正等を行い、制度の再構築を図る必要がある。

## 6 医療提供体制

### 【課題】

我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化し、地域や診療科毎の偏在等による医師不足が顕著となり、地域住民の生命と健康を守る立場にある地方自治体においては、適切な医療の確保が著しく困難な状況が広がっている。

とりわけ、自治体病院をはじめ地域の中核病院においては、医師の絶対数の不足等に伴う病院の閉鎖等による地域医療の崩壊など様々な問題が生じ、住民の安心・安全の確保に責任を負う都市自治体や住民生活の根幹を揺るがしかねない事態となっており、早急な対応が喫緊の課題となっている。

### 【改革の主な具体的方向】

- 1 産科医・小児科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の実態を踏まえ、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じる必要がある。
- 2 都道府県域を超えた医師派遣体制や受給調整システムを更に充実する必要がある。
- 3 病院勤務医・看護師等の就労環境の改善のための支援策を講じる必要がある。
- 4 女性の医師や看護師が出産・育児等で退職を余儀なくされたあとで、出産・育児の経験と専門性を活かした職場復帰ができるように支援する必要がある。
- 5 自治体病院をはじめ中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な支援措置を講じる必要がある。

## 7 障がい者施策

### 【課題】

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無に関わらず、全て国民が相互に人格と個性を尊重し、地域全体で支えあう社会を実現する必要がある。また、障がい者が住み慣れた地域において、健康で文化的な生活を営むとともに、あらゆる社会活動に参加できる環境づくりを行う必要がある。

### 【改革の主な具体的方向】

- 1 障がい者の自立と社会参加に向けた施策について充実を図るとともに、自治体間格差を解消し、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じる必要がある。  
また、サービス利用者の公平性の確保に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じる必要がある。
- 2 新たな障がい者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けた上で、関係者や都市自治体の意見を尊重し、持続可能な制度とする必要がある。

# 社会保障の課題と改革の方向

< 参考事例 >

# 目 次

- ながおか市民防災センターについて…………… 1
- 長岡市の子育ての駅千秋について…………… 3
- 長岡市の子育て関連事業費等について…………… 5
- 池田市エンゼル祝金・補助金制度について…………… 8
- 池田市高齢者安否確認条例について…………… 8
- 新たな高齢者医療制度及び市町村国保の広域化について（要望）… 9  
（大阪府知事、大阪府市長会会長、大阪府町村長会会長 連名）
- 稲城市介護支援ボランティア制度の概要について…………… 10
- 三鷹市新たな支えあいを目指した  
地域ケアネットワークの推進について…………… 12

# ながおか市民防災センター

— 市民防災と子育て支援の拠点 —

## 長岡オリジナル「子育ての駅」と「市民防災」の拠点機能が融合した全国初の施設

雪国のお父さん、お母さんの声から生まれた全天候型の屋根付き広場。雨や雪の日でも、子どもたちと思いっきり遊べます。保育士が常駐しているので、子育てに関する相談はいつでもどうぞ。防災キャラクターと一緒に防災についても楽しく学ぶことができます。大規模災害発生時には、災害ボランティアセンターや緊急物資の一時集積所として、災害支援活動の拠点になります。



- 建物の概要
- 構造 … 鉄筋コンクリート造 2階建て
- 建築面積 … 1,034.60㎡
- 延床面積 … 1,452.67㎡
- 敷地面積 … 5,186.12㎡
- 補助事業 … 都市公園事業(国庫補助事業)
- 事業費 … 約5億1千万円
- 所在地 … 長岡市千歳1丁目3番85号
- 駐車場 … 140台(無料)[オープン時は60台]
- オープン 平成22年4月29日

## 1 市民防災の拠点

### ■コンセプト

#### ◆平常時 → 防災学習・研修拠点施設

消防庁舎、防災公園、交流広場等が隣接する特徴を生かし、防災関係団体等と連携しながら、市民及び地域の防災力の向上を図るために人材育成をします。

#### ◆災害時 → 災害対応拠点施設

災害ボランティア等の活動支援や、緊急物資を屋根付き広場に一時集積します。



▲中越大震災をもとにした巨大絵本

### ■機能

#### 防災学習・研修拠点施設(平常時)

- 防災学習・訓練
  - ・いつでもだれでも学べる防災学習コンテンツ等の提供
  - ・体験型学習・訓練等
- 防災研修
  - ・中越市民防災安全大学実技講座の実施
  - ・子ども向け防災教室、災害ボランティア教室、自主防災会リーダー研修会の開催
- 防災関係団体等の活動拠点
  - ・オフィス・会議スペース、交流スペースの提供



▲80インチのタッチスクリーンで防災クイズにチャレンジ!

## 災害対応拠点施設(大規模災害時)

### ○ボランティア等の災害活動支援拠点

長岡市社会福祉協議会による「災害ボランティアセンター」を開設

### ○災害情報の提供

大型タッチスクリーンを活用し、災害情報や市災害対策本部会議等の情報を提供

### ○消防本部庁舎から電力供給

消防本部庁舎内にある地震に強い天然ガス発電により電力を受電

## 2 子育ての駅 — 保育士のいる公園 —

### ◆主な特徴

○ミニキッチンを活用した食育事業や、おえかきひろばでの創作活動事業を展開

○屋根付き広場に2階の高さからすべり降りる全長約24mのローラー滑り台(すべり台)を設置。屋根付き広場は、床面をゴムチップで舗装した直径約24mの円形広場。大きく開放できる構造で、屋外の芝生広場と連続した空間を形成。砂場もあります。



全長約24mのローラー滑り台

### ◆子育ての駅のお名前

子育ての駅のお名前は「ぐんぐん」。市民の投票で選ばれました。子どもたちが、すこやかに伸び伸びと、ぐんぐん育ってほしい、明るく楽しいコミュニケーションの輪がぐんぐん広がってほしいという願いがこめられています。



- ・開館時間 午前9時～午後6時
- ・休館日 毎週火曜日(祝日は開館)、年末年始
- ・利用料 無料(「子育ての駅」利用カードが必要)
- ・施設概要 ふれあいひろば、交流ひろば、えほんひろば、おえかきひろば、あかちゃんひろば、授乳室、おむつ替え室、屋根付き広場(全天候型運動広場)

### 問い合わせ

|                   |                |                 |
|-------------------|----------------|-----------------|
| ■ながおか市民防災センターについて | 長岡市危機管理防災本部    | 電話 0258-39-2262 |
| ■子育ての駅「ぐんぐん」について  | 長岡市教育委員会子ども家庭課 | 電話 0258-39-2300 |
| ■建物全体について         | 長岡市都市整備部公園緑地課  | 電話 0258-39-2230 |

# 子育ての駅千秋 せんしゅう



子育ての駅千秋は、緑あふれる公園の中に、雨や雪の日でも遊べる屋根付き広場と子育て支援機能が一緒になった全国初の施設です。

子育て世代はもちろん、子育ての先輩や次代の親になる若者が集まり、世代を超えた交流や子育て支援の輪を広げる施設です。

## 子育ての駅千秋概要

- ・施設規模：全天候型公園施設（約1,280㎡）
- ・開館時間：9:00～18:00
- ・休館日：毎週水曜日（祝日は開館）、年末年始（12月30日～1月1日）
- ・利用料：無料（登録制）
- ・施設概要：運動広場、交流サロン、絵本コーナー、赤ちゃんコーナー、相談室、情報コーナー、授乳室、一時保育室（有料）

※詳細は“てくてく”のリーフレットをご覧ください。

## 子育ての駅千秋の愛称とロゴマーク

子育ての駅千秋の愛称は、市民投票の結果「てくてく」に決定しました。広い公園を親子で、友達と、みんなでてくてく歩いてすてきな時間を過ごしてほしいという願いが込められています。また、ロゴマークは、「子どもたちの大きな成長を“歩みはじめ”の一步で表現」をコンセプトにデザインしました。



## 千秋が原南公園・子育ての駅千秋へのアクセス

- |       |   |
|-------|---|
| 駐車場   | 100台(無料)  |
| 長岡駅から | 法務局～長岡駅(大手口7番線)～長岡赤十字病院の「まちなかべんりバス」<br>バス停「子育ての駅千秋」下車 |



時刻表はこちらから

子育ての駅千秋に関する問い合わせ

長岡市教育委員会子ども家庭課 TEL 0258-39-2300

子育ての駅千秋は、千秋が原南公園の施設です。

#### 千秋が原南公園概要

- ・事業主体:長岡市
- ・公園種別:近隣公園
- ・公園面積:20,476㎡
- ・事業期間:平成18年度～平成20年度
- ・補助事業:都市公園事業(国庫補助事業)
- ・事業費:約6億9千万円(うち、子育ての駅千秋 約4億4千万円)



#### “えんえん”がたくさん

公園には、丸い形をした“えんえん”がたくさんあります。形としての「円」と、活動が行われる場所の「園」、そして、親子のふれあいや友達の輪が広がる「縁」の意味を込めて、“えんえん”とネーミングしました。この公園が市民の皆さんに色々な“えん”で利用されることを願っています。

公園内には「鯨の噴水」や「ふわふわ遊び」「お花畑」など、いろいろなものを“えんえん”のなかに表現してみました。

#### 自然エネルギーの活用

照明灯の一部や時計には、ソーラーパネル式のものを採用するなど、二酸化炭素排出量の削減のために、自然エネルギーの活用を図っています。

また、地震などによる停電時にも、公園を明るく照らすことができます。

#### 市民参加による公園づくり

計画段階から、市民参加の検討会を行ってきました。市民の皆さんの“こんな公園にしてみたい”という意見が公園に反映されています。

また、公園のデザインは長岡造形大学の協力を得ながら計画しました。

#### 悠々たる信濃川に抱かれながら四季折々の長岡を楽しめます

春は桜づつみでお花見、夏は大花火大会、秋は“えんえん”で育てたお芋を親子で収穫、冬は雪遊びなど、信濃川の雄大さと鮮やかな季節の彩りを満喫できる、親子で一年中楽しめる公園です。

千秋が原南公園に関する問い合わせ

長岡市都市整備部公園緑地課 TEL 0258-39-2230

## 長岡市の子育て関連事業費について

(億円)

|            | 事業費 | 財源内訳 |     |     |      |
|------------|-----|------|-----|-----|------|
|            |     | 国    | 新潟県 | 長岡市 | 市民負担 |
| 平成22年度当初予算 | 167 | 53   | 18  | 74  | 22   |

## 【主な事業と財源内訳】

## 1 国補助事業

|   | 事業名                           | 事業費   | 財源内訳 |      |      |      | 備考            |
|---|-------------------------------|-------|------|------|------|------|---------------|
|   |                               |       | 国    | 新潟県  | 長岡市  | 市民負担 |               |
| 1 | 私立認可保育所運営費                    | 30.3  | 8.2  | 4.1  | 7.6  | 10.4 | 軽減率<br>23.80% |
| 2 | 子ども手当給付事業費                    | 46.8  | 36.8 | 5.0  | 5.0  |      | 10か月分         |
| 3 | 子育ての駅整備事業費<br>(子育ての駅 ちびっこ広場)  | 4.5   | 0.7  | 0.6  | 3.2  |      |               |
| 4 | 就学援助・奨励費補助事業費                 | 3.1   | 0.1  |      | 3.0  |      |               |
| 5 | 特別保育推進事業費<br>(延長保育、一時保育、休日保育) | 5.5   | 0.8  | 2.1  | 2.6  |      |               |
| 6 | 公園・児童遊園施設安全安心対策事業費            | 3.4   | 1.6  |      | 1.8  |      |               |
| 7 | 私立幼稚園補助金<br>(就園奨励費、施設整備費)     | 1.5   | 0.3  |      | 1.2  |      |               |
| 8 | 児童手当給付費                       | 3.7   | 1.7  | 1.0  | 1.0  |      | 2か月分          |
| 9 | 児童クラブ管理運営費                    | 1.4   |      | 0.7  | 0.7  |      | 県間接補助         |
| 計 |                               | 100.2 | 50.2 | 13.5 | 26.1 | 10.4 |               |

## 2 地方単独事業

|            | 事業名                             | 事業費  | 財源内訳 |     |      |      | 備考            |
|------------|---------------------------------|------|------|-----|------|------|---------------|
|            |                                 |      | 国    | 新潟県 | 長岡市  | 市民負担 |               |
| 交付税措置がないもの | 1 医療費助成事業費<br>(ひとり親、妊産婦・乳児、子ども) | 7.4  |      | 2.6 | 4.8  |      |               |
|            | 2 特別支援教育推進事業費                   | 1.5  |      |     | 1.5  |      |               |
|            | 3 アシスタントティーチャー配置事業費             | 1.0  |      |     | 1.0  |      |               |
|            | 4 養護学校放課後サポート事業費                | 0.1  |      |     | 0.1  |      |               |
| 小計         |                                 | 10.0 | -    | 2.6 | 7.4  | -    |               |
| 交付税措置があるもの | 1 公立認可保育所職員人件費・運営費              | 30.0 |      | 1.0 | 18.7 | 10.3 | 軽減率<br>24.24% |
|            | 2 臨時職員賃金等<br>(保育士、調理員、管理員等)     | 11.5 |      |     | 11.5 |      |               |
|            | 3 児童館管理運営費                      | 1.4  |      |     | 1.4  |      |               |
|            | 4 公立・私立保育所施設整備費                 | 1.0  |      |     | 1.0  |      |               |
| 小計         |                                 | 43.9 | -    | 1.0 | 32.6 | 10.3 |               |
| 計          |                                 | 53.9 | -    | 3.6 | 40.0 | 10.3 |               |

長岡市の子育て関連事業費（地方単独事業・交付税措置がないもの）事業概要

○医療費助成事業費

(1) 妊産婦・乳児の医療費助成

- ・ 対 象 妊産婦（所得制限あり）  
1歳未満の乳児（所得制限なし）
- ・ 助成内容  
下記の一部負担金を超える額を助成
  - (1) 通院 1回 530円（1ヶ月のうち5回目以降は無料）
  - (2) 入院 1日 1,200円（非課税世帯は食事助成あり）

(2) 子どもの医療費助成

- ①入 院
  - ・ 対 象 小学校卒業までの子ども全員
  - ・ 助成内容 一部負担金を超える額を助成  
1日あたり1,200円の一部負担金  
（非課税世帯は食事助成あり）
- ②通 院
  - ・ 対 象 1歳から小学校就学前の子ども全員  
（小学生は保護者が18歳以下の子どもを3人以上養育している場合のみ）
  - ・ 助成内容 一部負担金を超える額を助成  
1回あたり530円の一部負担金  
（1ヶ月のうち5回目以降は無料）

(3) ひとり親家庭等の医療費助成

- ・ 対 象 ひとり親家庭の親と子  
両親がいない子を養育している人と子 等
- ・ 助成内容  
下記の一部負担金を超える額を助成
  - (1) 通院 1回 530円（1ヶ月のうち5回目以降は無料）
  - (2) 入院 1日 1,200円（非課税世帯は食事助成あり）

### ○特別支援教育推進事業費

- ・ 通常学級において、発達障害と見られる児童生徒が増えている。これらの児童生徒にきめ細かな配慮・指導を行うとともに、他の児童生徒に適切な学習環境を確保するため、介助員を配置。  
(人数：109人 小73人・中18人・養18人)
- ・ 特別支援教育士や学校心理士等の資格を有する人を学校教育課に配置。

### ○アシスタントティーチャー配置事業費

- ・ きめ細やかな指導と学習指導・生徒指導の充実のため、教育補助員を配置。(人数：42名)
- ・ 複式学級があり児童数50人以上の学校、6学級で90～114人の小学校、多人数学級(小33人以上、中34人以上)、生徒指導面で課題の多い学校等に配置。

### ○養護学校放課後サポート事業費

- ・ 養護学校の児童生徒の健全育成と保護者の介護負担の軽減を図るため、放課後に学校施設を使用して一時的に預かるもの。
- ・ 事業の運営は、「養護学校放課後サポート事業運営委員会」に委託。(保護者、養護学校、桜花園で組織)
- ・ 介助員を1名増員(8→9名)し、受け入れ体制を強化。

## 池田市の独自制度

### エンゼル祝金・補助金制度

子どもを安心して産み育てることの環境整備をめざす池田市として、すべての子どもを手厚く支援したかったが、財政状況が厳しいため第3子、第4子以降に重点をおいてエンゼル祝金や補助金制度を構築した。

- ・平成9年にエンゼル祝金制度を発足
  - 第3子誕生 2万円のお祝い金
  - 第4子誕生 20万円のお祝い金
  - 第5子以降 30万円のお祝い金

※なお、第4子以降については、地元にあるダイハツ工業からは軽自動車(新車)を3年間無償貸与
- ・平成10年からは第4子以降の保育料を無料に
- ・平成17年 池田市こども条例施行(特徴:「子育て支援のまち」を宣言)
  - こどもの数に応じて厚く助成
  - こども見守り委員会の設置
- ・平成17年からは第3子では小学校3年生まで  
第4子以降は小学校卒業まで医療費助成(平成18年7月から)

※平成22年度第4子以降は20件で史上最高値を記録した。これについては、政府の「子ども手当」が少なからず後押しをしたと思われる。

※池田市は人口10万人の都市  
保育所は公立6園、私立8園で待機児童0(ゼロ)  
幼稚園は公立3園、私立8園 こども園1園

### 高齢者安否確認条例

「消えた高齢者問題」を受けて、池田市では65歳以上の高齢者全員の安否確認を行うべく条例を制定、施行(平成23年1月1日)。地区福祉委員、民生児童委員の協力を得て実施している。必要な経費は約36万円7千円(平成23年度当初予算)。

(池田市)

## 新たな高齢者医療制度及び市町村国保の広域化 について（要望）

日頃より、大阪府及び府内市町村行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険制度は国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において権限・財源・責任を一元的に担うことを基本とするべきです。現在の市町村国保においては、高齢化の進展、被保険者の低所得化など構造的な課題により、医療費が増嵩し、保険料収納率が低下する中、厳しい財政状況となっています。そのため、財政の安定化、負担の公平化、事務の効率化を図り、制度の持続性を高めるため、国保の広域化が緊急の課題となっています。

これについて「高齢者のための新たな医療制度等について(中間とりまとめ)」(平成22年8月20日高齢者医療制度改革会議)では、国民健康保険について、早期に全年齢を対象とした都道府県単位化を図ることが必要であるとされています。

また、都道府県単位化の移行手順について高齢者医療を先行し、その後環境整備を進めた上で全年齢を対象に都道府県単位化を図ることとされ、当面、国保の中に都道府県単位と市町村単位の財政運営が併存することとなっています。

新たな高齢者医療制度を含めた市町村国保の広域化を迅速かつ円滑に推進する観点から、以下のとおり要望いたします。

- 1 市町村国保を都道府県単位に一元化し、都道府県が保険者になり、市町村との適切な役割分担のもと、国保の運営を担う制度となるよう早急に法改正すること。
- 2 市町村国保を都道府県単位へ速やかに一元化するため、高齢者医療にとどまらず、全年齢を対象とした都道府県単位化を図る制度とすること。
- 3 法改正に当たっては、国保の安定的かつ持続的な運営が可能となるよう、将来の医療費推計を見極めた上で、国庫負担割合を引き上げるなど国の責任を明確に示すこと。
- 4 全年齢を対象とした国保の都道府県単位化に当たっては、現在の国保の累積赤字の処理を円滑に行えるよう必要な措置を講ずること。

平成22年10月

厚生労働大臣 細川律夫様

|         |    |    |    |
|---------|----|----|----|
| 大阪府     | 知事 | 橋下 | 徹  |
| 大阪府市長会  | 会長 | 倉田 | 薫  |
| 大阪府町村長会 | 会長 | 中  | 和博 |

|                            |
|----------------------------|
| 稲城市介護支援ボランティア制度の概要（平成22年度） |
|----------------------------|

## 1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）。

## 2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稲城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

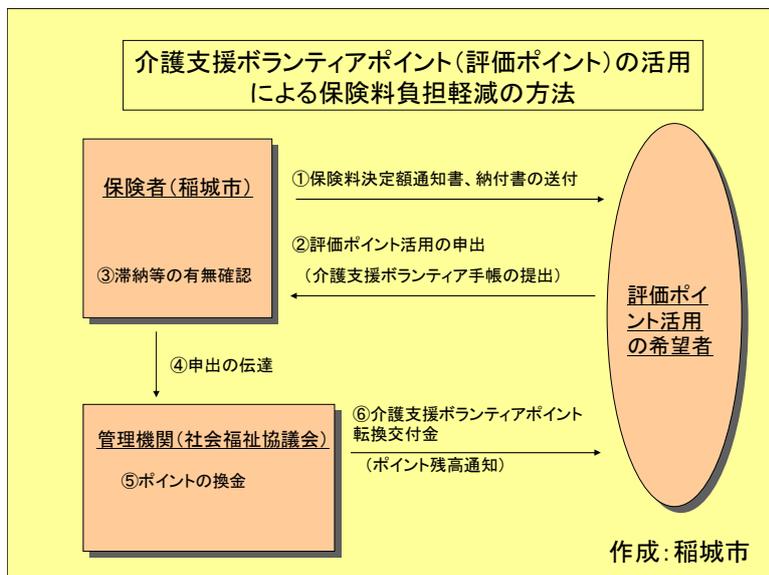
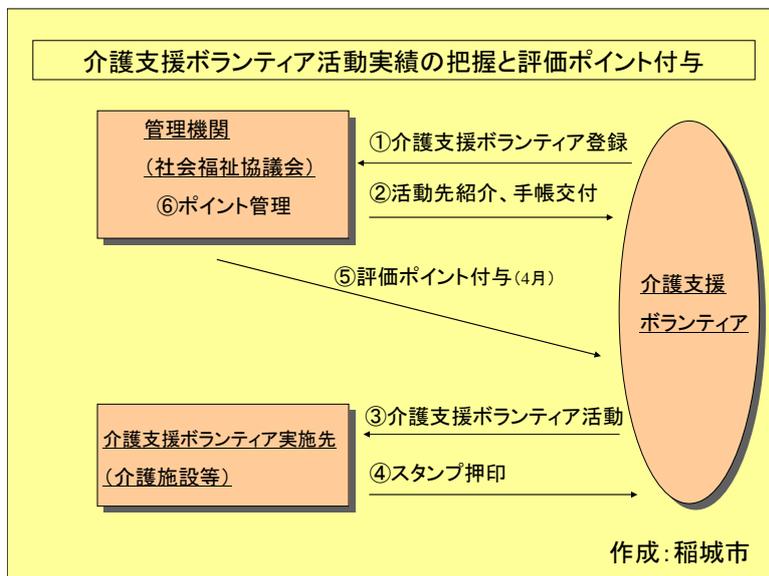
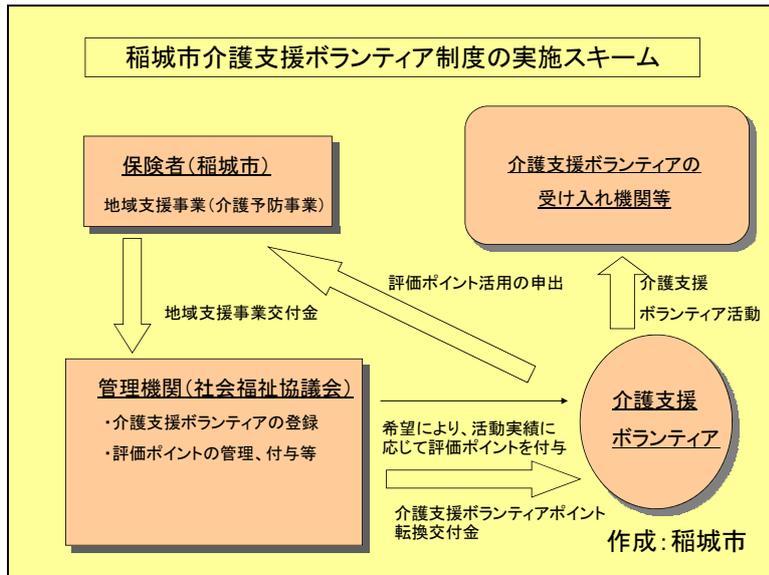
## 3 内容

|     |              |  |   |
|-----|--------------|--|---|
| (1) | 制度根拠         | 介護保険法第115条の44第1項、地域支援事業実施要綱別記1(2)イ(イ)③、稲城市介護保険条例第15条の6、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱 |   |
| (2) | 介護支援ボランティア   | 稲城市の介護保険第1号被保険者<br>あらかじめ管理機関へ登録が必要   |   |
| (3) | 介護支援ボランティア活動 | 稲城市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動  |   |
|     |              | 事業   | 活動  |
|     |              | ① 介護保険対象施設<br>② 稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）<br>③ ふれあいセンター<br>④ 高齢者会食会<br>⑤ その他  | ① レクリエーション等の指導、参加支援<br>② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助<br>③ 喫茶などの運営補助<br>④ 散歩、外出、館内移動の補助<br>⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、<br>芸能披露などの行事の手伝い<br>⑥ 話し相手<br>⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動<br>（例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など）<br>⑧ その他（例－在宅高齢者のゴミ出しなど） |
| (4) | 活動実績の把握      | 介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。                                   |   |
| (5) | 評価ポイントの付与    | 介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大5,000ポイントの評価ポイントを付与。                         |   |
| (6) | 評価ポイント転換交付金  | 介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。交付額は、年間最大で5,000円。                           |   |
| (7) | その他          | 介護保険料の未納又は滞納の場合、適用しない。   |   |

4 財源等 市から管理機関へ交付する介護保険地域支援事業介護予防事業一般高齢者施策に係る地域支援事業交付金を活用する。

5 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

6 施行日 平成19年9月1日



## 新たな支えあいを目指して、地域ケアネットワークを推進します

～さらなるネットワークづくりや人財育成をすすめます～

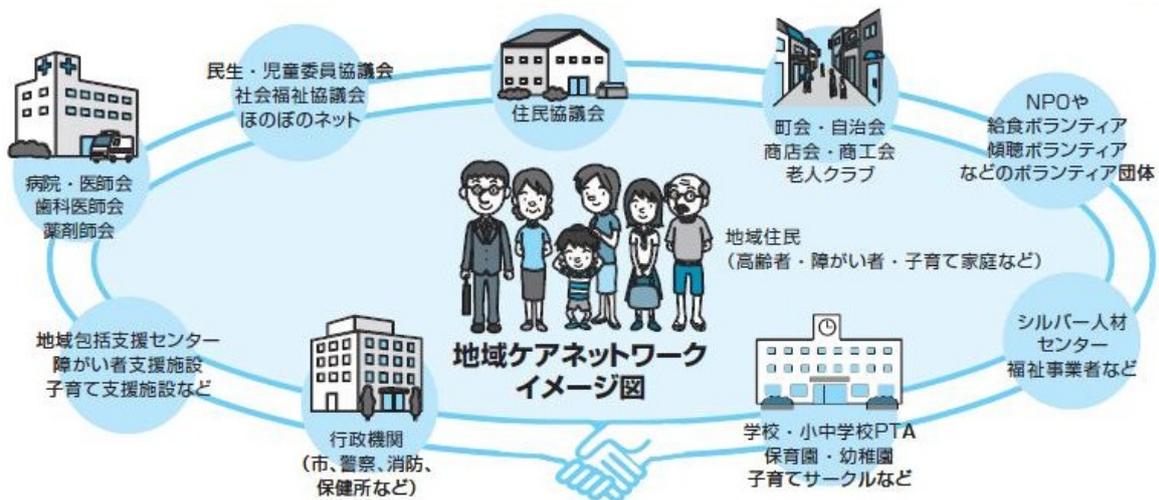
### 1 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり—「地域ケア推進事業」の取り組み

近年、核家族化や少子高齢化が進行し、単身世帯が増加するとともに、隣近所をはじめとする地域での交流や共同体としてのつながりが希薄になってきています。一方で、地域における課題は多様化、複雑化してきており、地域の実情を把握されている地域住民の皆様と、行政や専門機関が協働して地域の課題を発見し、解決していくためのしくみづくりが求められています。

三鷹市では、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざす「地域ケア推進事業」を最重点施策として推進しており、その一環として、コミュニティ住区を基盤とした「地域ケアネットワーク」を地域の皆様とともに展開しています。「地域ケアネットワーク」とは、住民協議会や町会・自治会をはじめとする地域の市民、関係団体等が連携してネットワークを形成し、地域での課題解決と新たな支えあいの仕組み（共助）づくりに向けて協働して取り組むためのネットワークです。

平成23年度は、この「地域ケアネットワーク」事業の一層の拡充を図るとともに、地域福祉推進の人財育成と地域福祉活動への参加促進を図ります。

### 地域とつながる、みんなで支える、新しい福祉のかたち“地域ケアネットワーク”



地域ケアネットワークは、井の頭、新川中原、西部の3つのコミュニティ住区で、見守りや居場所づくりなど、地域ごとに事業を展開・検討しています。

現在、東部地区での地域ケアネットワーク設立の準備が進行中で、将来的には、市内すべてのコミュニティ住区で立ち上げる予定です。

また、市では悩み事・相談事などを聴く傾聴ボランティアや地域福祉の人財養成・活動支援など、地域ケアネットワークの活動をサポートする取り組みも行っています。

## 2 地域ケアネットワーク事業の充実と新たなネットワークづくりをすすめます

- (1) 既に設立されている井の頭、新川・中原、西部の3地区においては、地域の状況にあわせて展開・検討されているサロン活動などの地域の居場所づくり事業、見守り・支援の仕組みづくりなどの活動への支援を引き続き行います。
- (2) 東部地区のネットワーク設立に伴う具体的な事業内容等についての検討や本格的な事業展開への支援を行います。
- (3) 新たな地域におけるネットワーク設立に向けた取り組みを進めます。

### 地域ケアネットワーク活動紹介 ~地域の状況に応じた、支え合いの活動を展開しています~

#### 《地域ケアネットワーク・井の頭》 平成16年10月設立

- ◆ふれあいサロン・井の頭：月2~3回、コミュニティセンターなどで開催。スタッフと生活の中の困り事を相談したり、地域の方とおしゃべりができるサロンです。
- ◆ちよこっとサービス支えあい：電球や電池の交換、簡単な荷物の移動など、日常生活でちょっとした困りごとを有償（10分100円、最大50分まで）でお手伝いします。

#### 《地域ケアネットワーク・新川中原（ケアネット・しんなか）》平成20年7月設立

- ◆しんなかサロン：月1回、コミュニティセンターで開催。地域の方とスタッフがおしゃべりを楽しんだり、情報交換やちょっとした相談もできるサロンです。地域の課題をキャッチする情報収集の場ともなっています。

#### 《地域ケアネットワーク・にしみたか（ケアネット・にしみたか）》平成21年2月設立

- ◆地域のほっと・スペース よってらっしゃい・にしみたか：月1回、コミュニティセンターで開催。子どもから高齢者まで地域の方々が気軽に立ち寄れるサロンです。ちょっとした相談や情報交換もでき、地域での見守りや支え合いのきっかけの場ともなっています。

## 3 地域福祉推進のための人財育成と活動支援—市職員対象に認知症サポーター養成も

- (1) 傾聴ボランティア養成講座（第4期）を開催するとともに、現在活動している傾聴ボランティアの活動を引き続き支援します。
- (2) 認知症についての基礎知識を学ぶ「認知症サポーター養成講座」については、その講師役である「認知症キャラバンメイト」の活動を支援し、引き続き、地域での開催を進めていきます。あわせて、職員研修の一環として、市職員を対象とした認知症サポーター養成講座の実施に取り組みます。
- (3) 地域の福祉課題の発見と、課題解決のための企画力等を学ぶ「地域福祉ファシリテーター養成講座」を三鷹市、武蔵野市、小金井市の3市3社協とルーテル学院大学で共催するとともに、地域福祉人財養成基礎講座を、三鷹ネットワーク大学と連携して開催します。